

## れいめいふれあい公園の指定管理者の決定について

上記施設の指定管理者について、次のように決定いたしました。

1. 施設名                   れいめいふれあい公園
  
2. 指定管理者           いちき串木野市羽島 5218 番地  
                          れいめい羽島協議会  
                          会長 枇榔 秋信
  
3. 指定期間              令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日
  
4. 特定団体を選定した理由  
      地域に密着した施設であること、また、前回の指定期間においても適切な管理がなされており、信頼と実績がある点が大きな理由である。  
      利用者からの利便性や、地域に権限・財源を移譲するという共生協働の観点からも、れいめい羽島協議会が管理することが最も適切であると判断した。
  
5. 議会の議決  
      令和 3 年第 5 回いちき串木野市議会定例会で議決